

1	外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正について
2	社会資本整備総合交付金について
3	京都会館再整備に係る事業費の増額内訳について
4	京都会館再整備に係る提言の基本設計への反映状況について

1 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正について
別添資料参照

2 社会資本整備総合交付金について

○ 制度趣旨

地方自治体が特定の地域における政策課題を整備計画において明確化し、政策課題の解決に向けたハード面及びソフト面の取組について国が支援を行うことにより、交通の安全確保と円滑化、経済基盤の強化及び都市環境の改善などを目的としたもの。

整備計画名称：京都岡崎地区都市再生整備計画
(京都会館再整備を基幹事業として位置付け)

○ 交付限度額の算定について

(単位:千円)

交付対象事業	制度上の考え方	交付対象事業費 ^{※1}
第二ホール及び会議棟の改修事業	既存建造物活用事業	3,490,000-①
建て替える第一ホールの整備事業	高次都市施設	2,100,000-②
合 計		5,590,000-③

※1 基本計画において算定した経費に基づき対象事業費を計上しており、①については第2ホール及び会議棟の改修に係る経費の合計、②については制度上の上限額を計上している。

国 費 率： 45%

通常は最大40%となるが、岡崎地域が「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(略名：歴史まちづくり法)」に基づく歴史的風致維持向上計画の重点区域に含まれることになり、補助率が5%アップとなっている。

交付限度額： 2,515,500千円 (③×0.45)

交付対象期間： 現在、平成25年度から平成26年度までとしているが
平成27年度まで事業期間を変更する予定

3 京都会館再整備に係る事業費の増額内訳について

事業費のうち、建設・改修工事部分について、約16億円増額

【債務負担行為内訳】

再整備費（平成25年度～平成27年度）	11,010,000千円
実施設計	140,000千円
建設・改修工事	10,640,000千円
工事監理	150,000千円
埋蔵文化財調査	80,000千円

※ 債務負担行為内訳については、予算上の想定金額

【基本計画からの主な増額内訳】

変更点	変更理由
共通ロビーの整備	開場までの屋外の客待ちはこれまでからの懸案事項であった。基本計画においても言及のあった、雨天時等の客待ちや第一ホール、第二ホール及び会議棟を一体的に使うことができるという点について、基本設計のプロポーザルの際に受託者から、「共通ロビー」として課題解決の提案があったことから、提案を受け入れ、基本設計に反映することとした。
多目的スタジオ(リハーサル室)の設置	リハーサル室は、現代のホールにおいて通常設けられている必要不可欠な設備である。 基本計画時においては、会議場を小ホールとして整備し、リハーサル室としても使用することを想定していた。しかし、耐震補強や機能面の観点から改修では十分な機能を確保できないことから、第一ホールの地階にリハーサル室機能を有する多目的スタジオを設置することとした。 また、不足しているリハーサル室を含めた各ホールの備品などの収納場所を確保するため、共用倉庫を設置することとした。
第一ホール地下に新たな機械室を設置	従来から能力不足が指摘されていたことや、今回、共通ロビーや多目的スタジオの設置等といった新たな要素により、既存の能力不足を補うとともに、ホール運営に合わせた効率的な運転をするため、新たに第一ホールの地下に新たな機械室を設置した。

4 京都会館再整備に係る提言の基本設計への反映状況について

基本設計は京都会館の建物価値継承に係る検討委員会の議論と並行して進められており、

- ・ 当初細分化していたサッシの割付けについて、既存の割付けを継承したこと。
 - ・ 庇や手すりなど、京都会館の建物価値継承に係る個別の部材ごとに継承の考え方を整理したこと。
 - ・ フライタワーの南北幅を縮小することでボリューム感を抑制したこと。
- など、検討委員会での議論を踏まえて、既に基本設計の内容に反映させている事項がある。

なお、現在、5月末の基本設計完成に向けた作業を行っているところである。